

令和6年度 南部保健所行動計画

I-① 健康危機管理の拠点としての機能の充実～自然災害や様々な感染症、食中毒等の健康危機管理事案に対する体制整備

- ◆健康危機管理連絡会議や感染症・自然災害対応に関する協議等を通じて、管内関係機関との連携を図ることにより、健康被害発生時及び災害発生時等の迅速かつ適切な対応を図ります。
- ◆様々な健康危機を想定した実践的な訓練を実施し、佐伯市や関係機関と連携した体制を整備します。
- ◆研修会等を通じて、職員や社会福祉施設関係者等の健康危機管理対応力を強化します。

I-② 健康危機管理の拠点としての機能の充実～ポストコロナに向けた食品衛生対策(営業施設の指導等)の推進

- ◆食品の事故の発生を防止するため、食品営業施設に対してHACCPの定着支援を行います。
- ◆改正食品衛生法により新たに営業許可が必要となった全ての施設が許可を取得できるよう支援します。
- ◆近年増加しているアニサキスによる食中毒の発生を防止するため、食品取扱事業者等に対し情報提供を行います。

II-① 健康寿命日本一に向けた取組～健康づくりの推進～

- ◆健康づくり関係者と協働し、働き盛り世代の健康づくり及び生活習慣病予防を推進します。
- ◆働き盛り世代が自然と健康的に生活できる環境及び体制の整備を図ります。

II-② 健康寿命日本一に向けた取組～地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進～

- ◆多職種の連携強化及び医療・介護ケアの質の向上を図り、地域包括ケアシステムを推進します。
- ◆将来を見据えた適正な医療機能のあり方を検討し、地域の医療関係者等と認識の共有を図ります。

III おおいたうつくし作戦の推進

- ◆うつくし推進隊の活動を支援するとともに、環境教育アドバイザー制度の周知等による環境教育を推進します。
- ◆立入検査計画に基づく事業場監視や浄化槽講習会実施等による排水対策を推進します。
- ◆産業廃棄物の不法投棄・不適切処理対策を推進します。
- ◆改正大気汚染防止法について周知し、アスベスト飛散防止対策を推進します。

IV ICT等を活用した保健所業務の効率化と県民サービスの向上

- ◆電子申請に対応できる体制を整え、県民サービス向上に努めます。
- ◆公金収納窓口でのキャッシュレス化を推進し、県民へその利用を周知します。
- ◆ホームページをリニューアルし、県民に必要な情報を迅速に届けます。

I-① 健康危機管理の拠点としての機能の充実 ～自然災害や様々な感染症、食中毒等の健康危機管理事案に対する体制整備～

現状と課題

健康危機管理とは、感染症や自然災害、食中毒等によって生じる生命や健康の安全を脅かす事態に対して、発生予防及び拡大防止等に関する業務であり、公衆衛生の観点から迅速かつ適切な対応が求められる。感染症については、新型コロナ対応を踏まえ策定した健康危機対処計画（感染症編）に基づき、新興感染症の発生に備えた平時からの体制づくりが必要である。

そのため、保健所は健康危機管理の拠点として、平時から種々の健康危機管理事案の発生に備え、関係機関をはじめ、佐伯市、佐伯市医師会などとの相互の協力体制を確立し、予防対策や事案発生時における迅速かつ適切な対応により健康被害の拡大防止を図る必要がある。

また、南部地域は、南海トラフ巨大地震及び津波浸水被害が予測される地域であり、災害時における地域の医療・保健機能の維持を図るため、県・市の災害対策本部と連携し各種実践的訓練の実施など万全の方策を講じる必要がある。

保健所が実施すべき対策

1 感染症、食中毒等対応

- (1) 医療機関等との医療措置協定締結に係る支援
- (2) 健康危機対処計画（感染症編）の定期的な評価
- (3) 社会福祉施設向け健康危機管理研修会の開催（3課で横断的に開催）
- (4) 鳥インフルエンザ発生時に備えた農林水産部や振興局との連携

2 自然災害対応

- (1) アクションカード実践的訓練の実施
- (2) 代替施設への物品等整備
- (3) 佐伯市、佐伯市医師会、医療機関等との協議と準備推進

3 共通

- (1) 健康危機管理連絡会議の開催及び関係機関との協議
- (2) 情報共有方法の検討と実践的訓練の実施
- (3) 受援体制の検討（必要業務と人役）

中期的目標

- ・ 関係機関・団体と連携した災害、感染症対応実践的訓練を実施する。
- ・ 大規模災害等の発生に備えた体制が整備されている。
- ・ 社会福祉施設等の感染症対応能力を向上させる。

目標指標

1 感染症、食中毒等対応

- (1) 感染症予防計画に設定する入院病床数、発熱外来機関数等の確保
- (2) 健康危機管理情報の提供
 - ① あなたの街の感染症情報のホームページ掲載（毎週）
 - ② 各種情報媒体を用いた注意喚起（適時）
- (3) 社会福祉施設向け健康危機管理研修会（年1回）
- (4) 鳥インフルエンザ発生時の健康危機管理における研修・訓練の実施（年1回以上）

2 自然災害対応

- (1) アクションカード実践的訓練の実施（年1回以上）

3 共通

- (1) 健康危機管理連絡会議及び訓練の実施（年1回以上）

I-② 健康危機管理の拠点としての機能の充実 ～食品衛生対策(営業施設の指導等)の推進～

現状と課題

食中毒の発生防止及び食品衛生法に違反する食品の製造等の防止を図るため、改正食品衛生法において制度化された国際的な衛生管理の手法であるHACCP*の定着を図るため、既存食品営業施設における実施状況（実施記録及び衛生管理計画の検証等）を確認するとともに、新規の食品営業施設に対するHACCP導入支援を行う必要がある。

また、改正食品衛生法により、令和6年5月までに新たに営業許可が必要となった全ての施設（水産食品製造業、密封包装食品製造業等）が遅滞なく許可を取得できるよう支援する必要がある。

昨年度、管内で発生したアニサキスによる食中毒を防ぐため、食品取扱事業者等に対して情報提供を行う必要がある。

保健所が実施すべき対策

- 1 HACCPの定着支援
 - (1) 既存食品営業施設のHACCP実施状況の確認
 - (2) 新規食品営業施設へのHACCP導入支援
- 2 新たに営業許可が必要となる施設に対する支援
 - (1) 対象施設の営業許可取得に向けた支援
- 3 アニサキスによる食中毒防止対策
 - (1) 食品営業施設等に対する情報提供

中期的目標

HACCPに沿った衛生管理の定着支援やアニサキスに関する情報提供を行い、食中毒等の食品に関連する事故の防止を図る。

目標指標

- 1 HACCPの定着支援
 - (1) 既存食品営業施設のHACCP実施状況の確認
100回
 - (2) 新規食品営業施設へのHACCP導入支援
随時
- 2 新たに営業許可が必要となる施設に対する支援
 - (1) 対象施設の営業許可取得率
100%
- 3 アニサキスによる食中毒防止対策
 - (1) 食品営業施設等に対する情報提供
100施設

※：HACCPに沿った衛生管理は、最終食品の検査によって食品の安全性を確保しようとする管理法ではなく、危害分析(HA)に基づき、重点的に管理すべき工程を重要管理点(CCP)として定め、その工程を連続的に管理することにより、製品ひとつひとつの安全性・品質を確保する手法のこと。

Ⅱ－① 健康寿命日本一に向けた取組 ～健康づくりの推進～

現状と課題

平成26年度から、関係機関と協力して働き盛り世代の健康づくり対策への取組を進めており、健康経営事業所の登録数及び認定数は増加しているが、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の発生・対応により、事業所ぐるみの健康づくりへの取組を、積極的に推進することは困難な状況であった。そこで、令和5年度は、事業所ぐるみの健康づくりに向けてのリスタートとしてセミナーを開催し、事業所の気運醸成を図ったところである。さらに、佐伯市と連携のもと、健康課題に沿った青壮年期からの健康づくりを進めており、事業所とタイアップした取組が必要とされている。

令和6年度は、佐伯市とさらに連携を強化しながら、事業所の実態に把握に努め、実情に応じた取組への後押し、また、事業所ぐるみの取組を促進し、働く者の健康づくりの実践及び環境づくり、さらに取組を地域に広げていくための事業所を含めた関係機関等の体制整備を一層推進していく。

保健所が実施すべき対策

- 1 働き盛り世代の健康づくり対策の推進
 - (1) 管内事業所への健康づくり支援
 - ・事業所への訪問支援
 - ・職場環境改善アドバイザー派遣事業の推進
 - (2) 健康経営事業所等応援セミナーの開催
 - (3) 地域の健康情報の発信
- 2 健康を支援する環境及び体制の整備
 - (1) 地域・職域健康づくり推進会議の開催
 - (2) 働き盛り世代の生活習慣病予防等の推進に向けた関係機関との連絡会の開催
 - (3) 13指標¹⁾の健康課題に対し市と連携した取組の推進
 - (4) 生活習慣病予防及び重症化予防に向けた取組の推進
 - (5) 食の健康応援団（うま塩、野菜たっぷり）の推進

中期的目標

従業員の健康づくりに取り組む事業所（健康経営事業所）の増加及び事業所ぐるみの健康づくりを実践する事業所の増加

目標指標

- 1 働き盛り世代の健康づくり対策の推進
 - (1) 健康経営事業所登録事業所数（R5年176カ所 → 180カ所）
健康経営事業所認定事業所数（R5年64カ所 → 67カ所）
職場環境改善アドバイザーによる事業所支援数（新規1カ所）
 - (2) 健康経営事業所等応援セミナーの開催（年1回以上）
 - (3) 地域の健康情報の発信（年3回以上）
- 2 健康を支援する環境及び体制の整備
 - (1) 地域・職域健康づくり推進会議の開催（年1回）
 - (2) 地域・職域健康づくり推進会議実務者会議の開催（年1回）
 - (3) 佐伯市と協働による健康づくり事業の実施（年1回）
 - (4) 市と協働した糖尿病性腎症重症化予防事業の検討会議の開催（年1回）
 - (5) 食の健康応援団新規登録店（1カ所）

* 1) 各市町村で取り組みやすい健康指標を用いて各市町村の健康状況を客観的に見える化し、市町村ごとのランキングであらわしたものを示す。

Ⅱ－② 健康寿命日本一に向けた取組 ～地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進～

現状と課題

佐伯市の高齢化率は43.0%※1であり、将来推計※2ではこの割合が高くなっていくことが予想されており、2030年には46.1%、2040年には49.4%とおおよそ2人に1人が高齢者になる見込みである。また、在宅で療養を希望する精神障がい者、難病や小児慢性特定疾病等の患者も多くみられることから、全世代型の地域包括ケアシステムの構築が求められている。

平成25年度から佐伯市医師会・佐伯市薬剤師会・佐伯市等と協働して在宅医療・介護連携の体制整備に着手し、平成27年度からは、佐伯市主体の「在宅医療・介護連携推進事業」が効率的・効果的に実施できるよう支援を行ってきた。引き続き、多職種の連携強化や医療・介護ケアの質の向上を図るほか、全世代型へのシステム拡大に向けた支援が必要である。

併せて、人材不足、医師の働き方改革を踏まえた地域の医療体制のあり方について検証を進めるとともに、関係機関と将来を見据えた適正な医療機能のあり方を検討し認識の共有を図る必要がある。

保健所が実施すべき対策

1 多職種の資質向上と連携強化の推進

- (1) 病院・診療所・訪問看護・介護施設の看護職員連携会議の開催及び多職種を含む研修等の実施
- (2) 入退院時情報共有ルール定着の取組
実態調査の実施、結果の還元、ルールの周知
- (3) 全世代型地域包括ケアシステムの足がかりとして、精神障がい者等の地域移行・定着及び地域生活支援にかかる課題協議の機会を確保・充実する。
(ひきこもり・アルコール障害含む)

2 地域医療構想調整会議の開催

- (1) 「団塊の世代」が75歳以上となる2025年を見据え、医療機能の分化・連携に関する議論を活性化するための情報収集、研究

中期的目標

入退院時情報共有ルールに基づいて、介護支援専門員が医療機関から退院の連絡を受けた率の向上※3 (R4年度実績：87.8%)

※3 入院時情報共有にかかる実態調査(県福祉保健企画課)のうち、医療機関住所別の退院時連絡率

目標指標

1 多職種の資質向上と連携強化の推進

- (1) 佐伯地域看護ネットワーク推進会議(年7回)
- (2) 医療介護連携にかかる会議及び研修(年1回)
- (3) 多職種が参加する会議や研修会で結果を還元し共有ルールの周知を図る(1回以上/年)
- (4) 事例検討や地域課題(入退院時の情報共有等)を踏まえた精神保健医療福祉の連携会議・研修(年2回以上)

2 地域医療構想調整会議の開催

- (1) 管内の医療機関関係者等を参集して実施(年1回以上)

Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

現状と課題

おおいたうつくし作戦推進モデル事業として、令和元年度から「さいきうつくし作戦実行委員会」のもと、環境美化や地球温暖化の取組、番匠川の利活用及び環境学習の推進が実施されてきたが、令和3年度をもって補助事業は終了となった。

補助事業は終了したが、「さいきうつくし作戦実行委員会」を構成していた団体が中心となり、同様の事業を継続して実施していることから、これらの活動を今後も継続・支援していくため、地域連絡会等を活用し、地域の特性を活かした取組を進めるとともに、活動団体と地域住民・企業等の地域におけるニーズのマッチングの支援を行う必要がある。

また、番匠川をはじめとする管内の豊かな水環境保全のため、適正な流入排水対策が求められることから、事業場排水監視や生活排水処理施設である浄化槽の適正使用の推進に取組む必要がある。

あわせて、管内での産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理は、令和5年度は5件あり、依然として後を絶たないことから、関係行政機関と連携して不法投棄・不適正処理対策を強化する必要がある。

さらに、令和3年4月から大気汚染防止法の一部が改正され、アスベスト含有成形板等（いわゆるレベル3建材）を使用した建築物の解体作業基準が強化されたため、解体工事業者等に対する監視指導体制を強化する必要がある。

保健所が実施すべき対策

- 1 **すべての主体が参加する美しく快適な県づくり**
 - (1) おおいたうつくし推進隊の活動支援
 - (2) 環境教育の推進
- 2 **豊かな水環境保全の推進**
 - (1) 事業場立入検査計画に基づく監視指導の実施
 - (2) 生活排水対策の推進
 - ①浄化槽法定検査未受検者への指導の実施
 - ②浄化槽管理者講習会の開催
- 3 **廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の推進**
 - (1) 関係行政機関で構成された南部地区廃棄物不法処理防止連絡協議会の開催
- 4 **アスベスト飛散防止対策の強化**
 - (1) 建設リサイクル法に基づく解体工事業者等に対する監視指導の実施

中期的目標

廃棄物の不適正処理の早期解決を図るため、関係行政機関との連携をより一層充実させる。

目標指標

- 1 **すべての主体が参加する美しく快適な県づくり**
 - (1) 地域連絡会の開催
 - (2) 環境教育アドバイザーの周知
- 2 **豊かな水環境保全の推進**
 - (1) 事業場立入検査計画に対する監視指導率（100%）
 - (2) 浄化槽管理者への指導・啓発
 - ①浄化槽法定検査未受検者への文書指導率（100%）
 - ②浄化槽管理者講習会の開催（年1回）
- 3 **廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の推進**
 - (1) 南部地区廃棄物不法処理防止連絡協議会の開催（年1回）
- 4 **アスベスト飛散防止対策の強化**
 - (1) 解体工事業者等に対する監視指導の実施（年10回）

IV ICT等を活用した保健所業務の効率化と県民サービスの向上

現状と課題

業務改善プラットフォームであるキントーンを活用し、新型コロナウイルス感染症業務及び鳥インフルエンザ対応等の業務効率化を推進することができた。また、食品衛生分野においてもキントーンを活用した業務改善を提案した。

また、保健所DX化プロジェクトチームに参画し、検討を進めているほか、全庁的なDX推進リーダーが研修を受けている。さらに、行政手続の電子化が進み、公金収納窓口でのキャッシュレス化が本格的に開始される。

全庁的なDXを推進する中で、これらの好事例を保健所業務全般に横展開し、ICT化をさらに推進することで、具体的な業務の効率化と県民の利便性向上に結びつけていく必要がある。

保健所が実施すべき対策

1 電子申請への対応

- (1) 電子申請に対応できる業務工程の見直し
- (2) 事業者や県民への周知と利用促進

2 電子申請システムGrafferによる業務の効率化

- (1) 保健所主催の会議や研修会等における出席者回答方法を電子化

3 公金収納窓口でのキャッシュレス化の推進

- (1) 適切な収納事務と県民への利用促進周知

4 保健所情報の適切な発信方法の検討

- (1) SNS等も含めた発信方法を検討
- (2) ホームページ構成を見直し、県民が利用しやすい形にリニューアル

5 所属フォルダの整理と電子決裁率の向上

- (1) 所属フォルダを整理し、業務を効率化
- (2) 電子決裁を基本とし、紙簿冊を整理

中期的目標

すべての業務を対象に、業務の効率化とDX化を図り職員の事務処理負担を軽減する。併せて、時代に即した県民サービス向上策を推進し、サービス向上に努める。

目標指標

2 電子申請システムGrafferによる業務の効率化

- (1) 効率化を図った会議数
30会議以上

5 所属フォルダの整理と電子決裁率の向上

- (1) 電子決裁率（起案）
97%（R5.12実績）→98%以上